

# 要 望 書

令和5年6月

島 根 県 市 長 会



島根県8市（松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市）の行政推進につきましては、平素より格別のご高配を賜り心よりお礼を申し上げます。

各市においては、財政健全化をはじめとする行財政改革に全力で取り組むとともに、産業振興や観光振興など様々な施策を展開していますが、その行財政運営は、極めて厳しい状況にあります。

このような中、地方創生や都市税財源の充実確保をはじめとする諸課題への取り組みには、国のご理解とご協力が是非とも必要であります。

つきましては、今後の施策展開において実現していただきたい事項を取りまとめましたので、島根県8市の実情をご賢察のうえ、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年6月

島根県市長会

会長 久保田 章市

松江市長

上 定 昭 仁

浜田市長

久 保 田 章 市

出雲市長

飯 塚 俊 之

益田市長

山 本 浩 章

大田市長

楫 野 弘 和

安来市長

田 中 武 夫

江津市長

中 村 中

雲南市長

石 飛 厚 志

## ● 令和5年度 春季要望項目

### 1. 新型コロナウイルス感染症対策について

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

### 2. 参議院議員選挙における合区の解消について

1. 参議院議員選挙における合区の解消について

### 3. 地方鉄道の維持確保について

1. 地方鉄道の維持確保について

### 4. 物価高騰対策について

1. 物価高騰対策について

### 5. 少子化対策について

1. 少子化対策について

### 6. 地方分権・地域振興等について

1. 地方創生の実現について
2. 行政のデジタル化の推進について
3. 都市税財源の充実強化について
4. 公共交通事業者への支援について
5. 携帯電話エリアの格差解消について
6. 原子力発電所及び周辺自治体の安全確保対策について
7. 北朝鮮人権侵害問題の早期解決について
8. 竹島に関する広報活動の推進について
9. 米軍機による低空飛行訓練の中止について
10. 自衛隊配備体制の充実等について

### 7. 生活環境・医療・福祉対策の推進について

1. 脱炭素社会の実現に関する施策について
2. 簡易水道と上水道の統合後の国の財政支援継続について
3. 海岸漂着及び漂流ごみ対策について

4. 地域医療体制の確保について
5. 国民健康保険制度について
6. 介護保険制度について
7. 子ども・子育て支援施策の充実について
8. 障がい者支援施策の財源措置について
9. 予防接種施策の充実等について

## **8. 産業振興について**

1. 農業施策等について
2. 鳥獣被害防止対策の推進と交付金の拡充について

## **9. 都市基盤の整備について**

1. 高速道路のネットワークの早期整備等について
2. 道路施設等の老朽化対策について
3. 一級河川国直轄事業の推進について
4. 日本海側拠点港の整備について
5. 地方航空路線の確保について
6. 治水、土砂災害対策等の推進について
7. 山陰新幹線及び中国横断新幹線の整備推進について
8. 空き家対策について

## **10. 教育施策の充実強化について**

1. 公立中学校等における部活動の地域移行について
2. 学校施設の改築・老朽改修等に対する助成について
3. 特色ある教育活動への支援強化について
4. 特別支援学級の指導体制の充実等について

※太字は重点要望項目

# 1. 新型コロナウイルス感染症対策について

## 1. 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症については、政府は、本年5月から、感染症法上の分類を「2類相当」から変更し、「5類」に位置付けるよう決定するとともに、これまで講じてきた各種の対策・措置について、外来医療費・検査費の公費負担を終了するなど、季節性インフルエンザと同等の体制への移行に向けた見直しを行うこととした。

「5類」への引き下げは、国民がかつての日常を取り戻し、社会経済活動を活性化させるための大きな一歩として理解する一方、新規感染者数は全国的に減少傾向にあるものの、ウイルス自体は変異を続けており、今後も一定の感染が継続することを危惧している。

政府においては、国民や保健・医療の現場に不安や混乱を生じさせず、国民の生命及び健康を守りながら、日常への円滑な移行が実現できるよう、各種の対策等の見直しに際しては、激変緩和に配慮した適切な経過措置や十分な準備・周知期間等を確保しながら、万全の対策を講じる必要がある。

については、次のとおり要望する。

### (1) 感染症法上の「5類」への見直しについて

① 「5類」への移行後も、当面の間、必要な感染防止対策を継続するとともに、各種の対策・措置等の見直しに当たっては、他の疾病との公平性も踏まえつつ、十分な準備期間を設けながら、段階的に行うこと。

② 「5類」への移行後も、感染防止対策に必要な経費については、引き続き、国が全額を負担すること。特に、医療費等については、

受診控えにつながらないよう、一定の公費負担を継続すること。

(2) 医療提供・感染予防体制について

- ① 新型コロナウイルス感染症の患者を幅広い医療機関で受け入れる体制が整うまでには一定の期間を要することから、当面の間、それぞれの地域で必要な医療が提供されるよう、十分な数の病床と医療従事者を確保するとともに、病床確保料等の支援を継続すること。
- ② 保健所は、感染症対策を始めとした公衆衛生の要であり、新たな変異株や感染症等の発生などにも平時から備える必要があることから、人員体制も含め、引き続き十分な機能確保を行うこと。
- ③ この間の新型コロナウイルス感染症への対応によって蓄積された知見や経験等を生かし、将来、新たな感染症等が発生した場合にあっては、即応が可能な充実した医療体制整備を推進すること。

(3) ワクチン接種の円滑な実施について

- ① 厚生労働省は、新型コロナウイルスのワクチン接種について、公費負担で行う予防接種法上の「臨時接種」の適用を令和6年3月まで1年間延長し、その後は、対象者から費用の一部徴収が可能な「定期接種」への移行を検討するとして、自治体が円滑に接種体制を構築するためには十分な準備・周知期間が必要であり、将来的な「定期接種」への位置付けの変更等も含め、今後のワクチン接種事業の具体的な方針等を早期に示すこと。
- ② ワクチン接種の効果や安全性、副反応等に関する情報等の開示・周知を徹底し、接種の必要性について、国民に十分な理解を得られるよう努めること。
- ③ 「5類」への移行後も、「臨時接種」の適用が継続する間にあつ

ては、現行の全額国費負担措置を継続すること。また、将来的に「定期接種」へ移行した場合についても、国において引き続き十分な予算措置を行うこと。

#### (4) 地域経済対策について

- ① 新型コロナウイルス感染症が地域経済や住民生活に及ぼす影響が長期化する中、ウクライナ情勢等に起因する原油価格などの物価高騰も収束が見通せず、地域の社会経済活動の先行きが懸念される。このような状況を勘案し、「5類」への移行後も、感染症対策や地域経済対策に必要な特別な財政需要に対して、必要かつ十分な措置を継続的に講じること。
- ② 新型コロナウイルス感染症は様々な産業・業種に大きな影響を与え、特に、人の移動や接触機会の減少に伴い、宿泊・飲食を始めとする生活娯楽関連サービス業や旅客運送業などは顧客の喪失という直接的な打撃を受け、また、人々の活動自粛に伴う食品需要の減退により、農畜水産業などにも深刻な影響が及んだ。依然として、地域経済は厳しい状況が続いていることから、引き続き、消費・需要喚起に向けた取組を行うとともに、継続的な支援を積極的に行うこと。

## 2. 参議院議員選挙における合区の解消について

### 1. 参議院議員選挙における合区の解消について

二院制を採る我が国において、参議院では、憲法制定以来、都道府県を単位として代表が選出され、地方の声が国政に反映されてきた。

現在の我が国において、急激な人口減少に歯止めをかけ、大都市圏への過度な一極集中を是正する地方創生への取組は喫緊の課題となっており、地方の活性化を図るためには、全国各地域の声を、国政に直截的かつ確実に反映させることが重要である。

令和4年7月に行われた合区による3度目の参議院議員選挙においては、合区の鳥取、島根、徳島、高知の4県で、徳島県が前回に続き全国最低の投票率45.72%を記録し、鳥取県は過去最低の投票率を更新する結果になるなど、合区の導入は、新たな不均衡として投票意欲の低下を招いていると言わざるを得ない。

また、前回より比例代表選挙に特定枠制度が導入されているが、これは合区の有権者が求めている都道府県を単位とした選出を確保できる制度とは言えない。都道府県の果たしてきた民主主義のユニットとしての役割に注目して、参議院に衆議院とは異なる地域代表としての性格と役割を与え、都道府県単位で集約される意思を国政に反映させることは、一票の価値の平等に劣ることのない重要な意義と効果がある。

地方創生に大きく逆行するものであり、地方の多様な意見が国政に反映されるよう、憲法改正等の抜本的な対応により合区を確実に解消し、都道府県単位による選挙により代表が国政に参加することが可能な選挙制度を構築すること。

### 3. 地方鉄道の維持確保について

#### 1. 地方鉄道の維持確保について

地方の鉄道路線は、地域の日常生活を支え、地域間の人流・物流、産業や観光の活性に極めて重要な社会資本である。

鉄道各社はコロナ禍で業績が悪化しており、JR各社は令和3年よりダイヤ改正による減便を行った。

また、国においては、大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な線区（特定線区）について、自治体又は鉄道事業者からの要請に基づき「再構築協議会」を設置し、地方鉄道の存廃なども含めた再構築方針を協議・作成する仕組みを設けるとした。

当該制度においては、実証事業なども行い効果的な方針を作成しているが、地方鉄道は、単なる移動手段に留まらず、駅前のまちづくりや観光資源として重要な役割を担っており、その存廃が経済性を中心に議論されることを危惧している。

については、次のとおり要望する。

- (1) 全国的な鉄道ネットワークは、国土強靱化や地方創生、国土の均衡ある発展の観点から極めて重要な社会インフラであるにも関わらず、鉄道事業者の届け出により事業廃止できる現行の鉄道事業法は、深刻な矛盾を抱えている。鉄道路線の廃止については、沿線自治体の同意取得を義務付けるなど公的な関与を強化し、地域が鉄道事業者と対等に議論できる環境を整備すること。
- (2) 国が「再構築協議会」を組織すると決定した場合においては、経済性に偏った議論がなされないよう配慮するとともに、再構築方針の

作成にあたっては、地方鉄道に対し様々な役割を期待する地域の声が十分に反映されるよう、国が主体的に関与し調整すること。

(3) 鉄道事業者の現下の厳しい経営環境が地方路線の廃止・見直しにつながることから、JRを含めた鉄道事業者の経営基盤の安定化に向け、国として経営支援の充実強化を図ること。

(4) 特定の線区に限らず、国として、県、市町村、地域等が行う、鉄道路線の利用促進や地域での活用を推進する取組に対し、財政支援を行うこと。

## 4. 物価高騰対策について

### 1. 物価高騰対策について

長期化する感染症やウクライナ情勢等に起因する物価の高騰は、依然として地域経済に深刻な影響を及ぼしている。

物価高騰への対応については、コロナ禍で疲弊した経済社会活動の早期回復と生活者や事業者の負担軽減を図るため、国策として十分な財源を確保し、機動的かつ継続的に万全の対策を講じる必要がある。

については、次のとおり要望する。

- (1) 原油価格を始めとする物価の高騰は、医療機関を始め、福祉や子育て、商工業、農林水産業等々、あらゆる業態で事業者の経営を圧迫し、住民生活に多大な影響を及ぼしていることから、その対策を各自治体に委ねることなく、国が主体となって講じること。
- (2) 感染症対策の最前線にある医療機関においては、燃料価格や電気料金等の高騰により経営が圧迫されているが、制度上、光熱水費等の上昇を患者負担へと転嫁することは困難である。現下のような、社会情勢等の急激な変化に対応できる医療機関への直接的な補助制度等の創設など、財政支援策を講じること。
- (3) 農業においては、燃料や肥料・飼料等の価格高騰により大きな影響を受ける一方、農作物の販路は市場出荷が中心であり、消費者価格の安定が重視される中、生産コストの上昇を価格に転嫁することが困難な構造的な課題を抱えている。価格高騰の状況に即した負担軽減策を講じるとともに、生産者の意向が販売価格に反映可能な農業の仕組みづくりと、肥料・飼料の国際価格などの外部環境から影響を受け難い持続可能な生産体制の構築に取り組むこと。

- (4) 消費者物価が上昇を続ける中、労働者の賃上げが目指されているが、大企業に比べて原材料コストの価格転嫁が容易ではない中小企業の動向が懸念されている。持続可能な経済を構築し、全ての国民が安心・安全に暮らせるよう、国において必要な環境整備を行うこと。
- (5) 今後、電気料金の一層の上昇が懸念されており、住民生活や企業活動への影響が長期に及ぶような場合には、これまでの支援策を継続・強化するとともに、実効性の高い対策を機動的に講じること。

## 5. 少子化対策について

### 1. 少子化対策について

少子化は、国の予想を上回るペースで進んでおり、今後の社会全体の根幹を揺るがしかねない危機的な状況である。

現在、国においては、次元の異なる少子化対策に挑戦するとして、令和5年度に新たに創設された「こども家庭庁」を中心に、今の社会において必要とされる子ども・子育て政策を体系的に取りまとめることとされており、その内容に大いに期待を寄せているところである。

我々、子ども・子育て支援施策の多くを担う地方自治体としても、国と連携協力し、しっかりと役割を果たしていく所存である。

一方で、少子化対策においては、現在各自治体が独自の支援を実施しているものが多く、自治体の財政力によって格差が生じており、今後も支援を巡る地域間競争に拍車がかかる可能性が否定できない。

については、国として、子育て世代の将来不安を払拭し、どの地域でも安心して子どもを産み育てることができる社会が実現するよう、特に以下の項目について強く要請する。

(1) 少子化の背景には、仕事と子育ての両立の困難さや、養育費・教育費などの多額の子育て費用の負担など、子育ての将来不安が大きな要因となっている。

国において、児童手当の拡充、子ども医療費や保育料の軽減・無償化、教育費の支援など、経済的支援や子育て環境整備を大幅に拡充すること。また、その際には、自治体ごとの財政力で地域間格差が生じることがないように、国において全国一律の制度とすること。

(2) 少子化対策に必要な財源については、既定の子ども関連予算を拡

大するとともに、将来にわたって持続的な制度となるよう、新たな目的財源の創設を含め、安定的な財源確保に努めること。

## 6. 地方分権・地域振興等について

### 1. 地方創生の実現について

地方創生の実現について、次のとおり要望する。

- (1) アフターコロナを見据えた地方への人口分散と地方創生について
  - ① 新型コロナウイルス感染症の拡大では、人口や経済などの各種機能が集中する都市部の危うさが露呈し、持続可能な社会の実現にとって大きな弊害となることが明らかとなった。大都市圏への一極集中を速やかに是正し、経済活動や人の地方分散を促進する必要があるため、速やかに総合的な地方への人口分散の施策を講じること。
  - ② 企業の本社機能などの地方分散を実現させるため、地方移転した企業に対しては税制上の優遇措置が講じられているが、更なる優遇制度を創設すること。特に、コロナ禍によるテレワークなど労働形態の変化に加え、近年頻発する災害等に備えたりリスク分散の観点からも、企業が主体的に地方への移転やサテライトオフィスの開設に取り組む政策を早急に実施すること。
- (2) 地方創生の実現には数十年単位の息の長い取り組みが必要になることから、デジタル田園都市国家構想交付金などの財源を長期にわたり安定的に確保するとともに、地方の創意工夫を尊重し、複数年度の施設整備事業の予算枠・交付上限額・申請件数の拡充など、地方の意見を十分に踏まえ、地域の実態に合わせて効果的に活用できるように運用を図ること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症及びウクライナ情勢の影響により、半導体を始めとする各種部材の慢性的な不足が続き、公共工事等に遅

れが生じている。このような状況下においては、事業の進捗が見通せず、国庫補助金等の活用が困難であることから、複数年の事業計画が可能な補助制度の創設や、予算繰越に係る要件の緩和及び手続きの簡素化など、柔軟な制度設計とすること。

- (4) 地域の自治を担うことができる新たな地縁型の法人制度が望まれることから、具体的な議論を早期に開始すること。
- (5) 過疎地域における持続的発展に資する事業が計画的・継続的に実施できるよう、地域の実情に応じて過疎対策事業債（ソフト分）の発行最低限度額を引き上げるなど、必要額を確保すること。

## 2. 行政のデジタル化の推進について

デジタル改革関連法が成立し、今後デジタル社会の形成に向けた取組として国や自治体のシステム標準化・共通化や行政手続きのオンライン化などの改革が加速していくことから、次のとおり要望する。

- (1) 地域のデジタル化を推進するため、地方財政計画に計上している「地域デジタル社会推進費」の一層の拡充を図るなど、地方自治体のデジタル化に係る取組への支援を充実・強化すること。
- (2) 自治体の情報システムの標準化・共通化に向けた取組に当たっては、それに要する経費について全額国費によって措置するとともに、仕様の早期確定及び適切な情報提供を行うなど必要な措置を講じること。
- (3) マイナンバー制度は安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であり、行政手続きのペーパーレス化やワンストップ化を進める上で必要不可欠なものとなっていることから、システム改修及び運用に要する経費については全額国費によって措置するとともに、制

度を円滑に進めるためにその意義及び安全性や信頼性について丁寧かつ十分に説明するなど、国民への周知徹底を図り、制度への理解とカード取得の促進につながるよう、取組を強化すること。

(4) マイナンバーカードの交付率によって地方交付税に差異を設けることは、全ての地方公共団体が一定の水準を維持し得るよう財源を保障するという地方交付税制度の趣旨に反するだけでなく、制度設計の仕方によっては、団体間の普及格差を拡大させる可能性も懸念される。カード交付率の地方交付税への反映については、更なる普及に向けた環境整備を行った上で検討するなど、十分に地方の意見を聞き、慎重に対応すること。

(5) マイナンバーカード交付率（申請率）の「デジタル田園都市国家構想交付金」の申請要件等への反映については、様々な事情により各自治体の交付率（申請率）に差異が生じている現状を踏まえた上で、各自治体が行うデジタルを活用した地域課題の解決や魅力向上に向けた取組に支障が生じることのないよう、地方の意見を十分に考慮し、適切に見直すこと。

また、その他の支援制度等においても、各自治体が行うマイナンバーカードの普及に向けた取組状況等を事業採択の要件にするなどの拙速な制度設計を行わないこと。

### 3. 都市税財源の充実強化について

我々都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを持続的に提供し、かつ、人口減少社会を踏まえた新たな行政課題にも的確に対応できるよう、都市税財源の充実を図る必要があるため、次のとおり要望する。

(1) 地方の一般財源総額の確保について

都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業も含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保するとともに、地方交付税法定率の引き上げを含めた抜本的な改革を行うこと。

(2) 地方財政措置の拡充について

① 公共施設等の集約化・複合化・老朽化対策等を推進するため、公共施設等適正管理推進事業債の恒久化を行うこと。「除却事業」については、当該地方債の元利償還金に対する交付税措置を講じるとともに、「集約化・複合化事業」については、施設整備時点における延床面積の減少（供用開始から5年以内に既存施設を廃止）を必須条件とせず、自治体の後年度の調整努力による施設集約・減床の動きを考慮し、将来的に集約化・複合化による面積減少が見込まれるものは対象事業として取り扱うこと。

② 公的資金補償金免除繰上償還及び公営企業借換債について、年利等の対象要件を緩和した上で制度を再度実施すること。実施にあたっては、年利5%未満の残債も対象とする等要件を緩和すること。

(3) 令和5年10月から導入される適格請求書等保存方式（インボイス制度）については、中小企業や農家、個人事業主など小規模事業者に与える影響等に対する対策を検討すること。

#### 4. 公共交通事業者への支援について

公共交通事業者への支援について、次のとおり要望する。

(1) 公共交通事業者が将来にわたって安定的に運行継続できるよう、

既存の制度にとらわれない運行資金に対する補助を行うなど、安定経営に向けて国が主体的に必要な措置を検討し、迅速な支援を行うこと。

- (2) 自動車運送事業の運転者を確保するため、事業者が実施する労働条件改善への支援を行うこと。
- (3) 地域間を結ぶ路線バスの経常損失に対する補助金の算定については、地域の実情を反映し、きめ細かな設定を行うとともに、地方鉄道事業者では定期的な設備更新が困難な状況にあることから、バスや鉄道など地域公共交通の予算枠の拡充を図ること。

## 5. 携帯電話エリアの格差解消について

デジタル田園都市国家構想を実現するためには、地方においてもデジタル化の恩恵が受けられるような高度通信環境が不可欠となる。都市と地方との格差を生じさせないために、次のとおり要望する。

- (1) 携帯電話事業者は、令和8年3月末までに、順次、3Gサービスを終了する予定であり、国は全ての居住地で4Gが利用可能な状態を実現することを目標としている。

全ての居住地において携帯電話が支障なく使用できるよう、携帯電話事業者に働きかけるなど、必要な措置を講じること。

- (2) 5Gの整備が進められているが、全国への速やかな展開が重要であり、地方においても早期に基地局等が整備され、利用可能な地域が拡大するよう、携帯電話事業者への適切な指導及び財政的支援を講じること。

## 6. 原子力発電所及び周辺自治体の安全確保対策について

原子力発電所及び周辺自治体の安全確保対策について、次のとおり要望する。

- (1) 福島第一原子力発電所の事故原因を徹底的に調査・検証すること。
- (2) 島根原子力発電所の使用済燃料及び1号機の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の安全かつ確実な処理及び処分を行うとともに、廃止措置計画の円滑な実行に必要な不可欠な使用済燃料の再処理施設の早期稼働が図られるよう、国が主体となって着実に進めること。また、高レベル放射性廃棄物の最終処分については、国が前面に立ち、着実かつ早期に取組を進めること。
- (3) 国のエネルギー政策、原子力発電所の安全対策及び避難対策について今後も引き続き、市民、自治体及び自治体が設置する審議会等の求めに応じて説明するとともに、原発事故のリスクに鑑みて、立地自治体の意見が最大限尊重されることは勿論、UPZの区域を含む周辺自治体の意見を十分に反映できる新たな法制度を構築すること。なお、新たな制度が創設されるまでの暫定的措置として、事業者と周辺自治体間で立地自治体と同様な安全協定が締結できるよう支援すること。あわせて、原子力防災対策に必要な経費について財政措置を講じること。
- (4) 自治体に対応できない避難住民に対する避難時の支援（救護、救急医療、給油、休憩、事故対応など）について、国・関係機関が直接支援する体制を整備し、原子力災害対策指針に反映すること。
- (5) 国の「エネルギー基本計画」における原子力政策について、国民に対し引き続き責任ある説明を行うこと。
- (6) 自治体の一部がUPZの区域となる場合において、UPZ外の地域・住民に対する支援、対策を示すこと。また、当該自治体内のUP

Z 区域外への防災・備蓄拠点等の整備を支援すること。

## 7. 北朝鮮人権侵害問題の早期解決について

北朝鮮による日本人拉致は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。

益田市出身の特定失踪者（北朝鮮による拉致の可能性を排除できない失踪者）「益田ひろみ」さんが失踪して50年が経過し、その間の情報は皆無である。

については、益田ひろみさんをはじめとする全ての特定失踪者に関する詳細な調査、北朝鮮に残されている拉致被害者全員の安全確保と早急な救出、また、北朝鮮人権侵害問題への関心を風化させないための積極的な啓発活動について、引き続き政府を挙げた最大限の取組を要望する。

## 8. 竹島に関する広報活動の推進について

竹島は、歴史的にも国際法上も島根県隠岐の島町に帰属する我が国固有の領土である。

については、国は、韓国に対して毅然とした対応をとるとともに、竹島領土問題や国境離島が果たしている役割などについて、国民への啓発活動に努めるよう要望する。

## 9. 米軍機による低空飛行訓練の中止について

米軍機の低空飛行訓練により、住民は耐え難い騒音被害を被っているほか、事故への不安に悩まされるなど、日常生活において様々な悪影響を受けている。住民の不安を軽減するため、次のとおり要望する。

- (1) 住民が生活している地域において、米軍機による低空飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対し、更に強力な要請を行うこと。
- (2) 米軍機の低空飛行訓練による騒音被害の回数が年々増加している。国、県により設置された騒音測定器による客観的数値をもとに騒音の状況を確認の上、低空飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音や安全性に対する不安などを軽減するために、対策予算も含めた必要な措置を速やかに講じること。

## 10. 自衛隊配備体制の充実等について

日本海を隔てて北朝鮮と隣接する位置関係、離島や長い海岸線を有する地理的状況、更には、原子力発電所が立地する島根県の事情等を考慮し自衛隊の配備体制等について次のように要望する。

- (1) 陸上自衛隊出雲駐屯地の装備、機能及び人員の増を図り、連隊規模への部隊の拡充を図るとともに、原子力災害に対応できる部隊についても配備すること。
- (2) 日本海側の警戒体制の強化に向けて海上自衛隊艦船の県内港湾への寄港回数を増加するとともに、物資補給基地として浜田港、出雲河下港など地方の重要港湾を活用すること。

## 7. 生活環境・医療・福祉対策の推進について

### 1. 脱炭素社会の実現に関する施策について

脱炭素社会の実現に向けて、次のとおり要望する。

- (1) 地域の全ての関係機関がそれぞれの実情に応じて自主的・主体的に脱炭素化を実現できる仕組みが必要である。そのために、各自治体が関係機関に対し支援・補助できるような制度の構築と財政措置を行うこと。
- (2) 公共施設への再生可能エネルギーの導入と省エネルギー設備の設置に対して、十分な財政措置を講じること。
- (3) 温室効果ガス削減のための補助制度については、自治体や事業者が取り組み易いものとなるように、条件を緩和するなど必要な対策を講じること。
- (4) 再生可能エネルギー設備について、法定耐用年数経過後の積極的更新を促すため、リプレイス（設備更新）に伴う撤去や廃棄費用について財政支援を行うこと。
- (5) 再生可能エネルギーの導入について、地域の系統接続量に限りがあることが導入の障害となっているため、送電線の容量不足を補うために事業者が行う工事費等に対し、国において支援すること。
- (6) 沿岸域の藻場等に生息する海洋植物が取り込む炭素は「ブルーカーボン」と呼ばれ、二酸化炭素吸収源の新たな選択肢として着目されている。また、海洋バイオマスや海水熱などの海洋エネルギー「ブルーリソース」の活用も二酸化炭素削減に効果的とされている。四方を海に囲まれた我が国にとって、ブルーカーボンやリソースの活用は脱炭素社会を実現するために効果的な手法と考えられる。については、

これらの二酸化炭素吸収・削減量を算定する手法を確立・認証し、クレジット化する「ブルーカーボン・オフセット制度」を早期に創設すること。また、海洋植物の畜養など、ブルーカーボンを創出する事業は、環境保全に留まらず、産業・雇用創出への寄与も期待されるものであり、同事業に対し支援すること。

## 2. 簡易水道と上水道の統合後の国の財政支援継続について

簡易水道と上水道を統合した後も、引き続き水道事業の安定した財政運営が持続できるよう、次のとおり要望する。

- (1) 上水道と統合した旧簡易水道施設等については、令和4年度から簡易水道等施設整備費国庫補助金（生活基盤近代化事業）の対象となったが、補助率の嵩上げや補助対象の拡大を行うなど、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 旧簡易水道の高料金対策繰出金については、統合後5年間は水準を維持し6年目から段階的に減額し10年間で打ち切られることとなっているが、統合後6年目以降も減額することなく継続され、統合後11年目以降も継続すること。
- (3) 上水道事業と統合した統合前の旧簡易水道事業債の元利償還金繰出金に係る交付税措置については、臨時措置分も含めて統合後6年目以降も減額することなく継続され、従前の交付税の水準を将来にわたって維持すること。
- (4) 旧簡易水道事業区域で実施する建設改良事業に充てる企業債の対元利償還金の2分の1が公営企業繰出金の対象となったが、この繰り出しに対する財源は一般財源と特別交付税であり設置自治体の財政負担の増大が懸念されることから、負担軽減のための更なる制度

改善を行うこと。

### 3. 海岸漂着及び漂流ごみ対策について

漂着・漂流ごみの防止及び適正処理のため、次の点について必要な措置を講じるよう要望する。

- (1) 平成27年度から海岸漂着物等地域対策推進事業については、地方負担が生じることとなったが、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」第9条及び第29条に基づき、国は、漂着ごみの処理及び発生抑制対策に係る経費について、地方負担を撤廃し全額予算措置を図ること。
- (2) 漂流物の発生抑制のため、国際法上の法制化と、漂着物の多い関係国との外交ルートを通じた不法投棄防止対策や処理費用の負担について多国間での協議を行うこと。
- (3) 世界的にも問題となっているマイクロプラスチックごみについては、生態系に及ぼす影響が懸念されることから、その実態解明と発生抑制対策を講じること。

### 4. 地域医療体制の確保について

地域医療体制の確保について、次のとおり要望する。

- (1) 地域において安心で質の高い医療サービスを安定的に提供し続けるために、医師・看護師・薬剤師等の医療従事者の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、医療従事者の絶対数の確保及び偏在の是正に資する施策と必要な財政措置を講じるとともに、医師の働き方改革、地域医療構想等の地域への影響が大きい取組について

は、地域医療の実情を考慮し、慎重な制度移行に努めること。

- (2) 医師に一定期間、地域医療従事を義務付けるなど、地方に医師を派遣する仕組みについて検討するとともに、臨床研修における地域保健・地域医療の必須研修期間の延長と、医学部における教育の充実を図ること。
- (3) 広域（医療圏）の拠点病院が高度医療・救急医療・周産期医療・小児医療を担うことができる体制を整備するとともに、体制が維持できるよう財政的支援を行うこと。
- (4) 無医地区、準無医地区を含めた山間部・周辺部等の医療機関のない地域への医療提供に係る医療機器の整備や、訪問診療等の実施に対し十分な支援を講じること。
- (5) 非課税の診療部分に要する材料の購入等に係る消費税など、病院事業において生じる控除対象外消費税負担を解消するため、医療に係る消費税制度の抜本的な見直しを図ること。

## 5. 国民健康保険制度について

国民健康保険制度について次のとおり要望する。

- (1) 医療制度改革を実施するにあたっては、将来にわたり国民皆保険制度を維持継続するために、医療保険制度の一本化をはじめとした、制度の抜本的改革を行うこと。
- (2) 医療保険制度の一本化等、制度の抜本改革が実施されるまでの間、国庫負担割合の引き上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効のある措置を講じること。なお、都道府県化による新たな納付金方式の移行により、保険料が上昇する市町村への激変緩和措置を継続すること。

- (3) 国保の財政基盤の安定に向け実施されている公費(3,400億円)による財政支援については、平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ、継続して実施すること。
- (4) 国保の普通調整交付金の配分にあたり、実際の医療費ではなく、標準的な医療費水準を前提として交付額を決定する見直しが検討されているが、現行の普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は大変重要であることから、このような見直しをしないこと。
- (5) 地方単独事業で行っている福祉医療及び子ども医療において、医療費助成に対する国庫負担金及び普通調整交付金の減額算定措置を廃止すること。
- (6) 令和4年度から、全ての未就学児に係る均等割保険料について、その5割を公費により軽減する制度が導入されることとなったが、子育て世帯の負担軽減を図るため、対象年齢や軽減割合の拡大など更なる制度の充実を図り、そのための必要な財源を確保すること。
- (7) 国民健康保険の制度の見直しおよび市町村事務の標準化や広域化において発生・波及する電算システムの改修経費、オンライン資格確認システム運営負担金等について市町村に超過負担が生じないように財政措置すること。また、後期高齢者医療の制度改正に伴い発生する電算システム改修経費等についても、国保と同様に、国の責任において万全の財政措置を講じること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症の影響による所得減少に伴う所得割保険料率の引上げにより、年金受給者など所得変動が少ない被保険者層に大幅な負担が生じることとなるため、追加の財政措置を講じること。

(9) 被保険者証の廃止については、実務上、様々な課題があることから、保険者と十分に協議し、その意見を反映すること。また、国民への十分な周知徹底を図るとともに、医療機関を始めとする各関係方面の理解と協力が得られるよう、必要な支援を行うこと。更に、自治体の現場に混乱を招かないよう、十分な準備・広報期間の設定、速やかな情報提供を行うこと。

## 6. 介護保険制度について

現場の課題に即した介護保険制度となるよう、次のとおり要望する。

- (1) 地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業は上限設定されているが、全国的に多様なサービス（従前より基準を緩和したサービス、住民主体によるサービス等）の実施が低調な実態を踏まえ、上限については多様なサービス提供基盤が整備され、利用者が定着するまでは設定しないこと。
- (2) 介護人材の確保・定着のため、若年層を中心に介護の仕事に関する理解を深めるなどの必要な措置を講じること。また、介護支援専門員をはじめ、介護現場全職種の処遇改善を行うこと。
- (3) 中山間地域に居住している利用者に対して、訪問系及び通所系サービスを提供する場合等において、交通費や移動の時間等を適正に評価し、財政支援を講じること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の流行下においても、介護施設等が感染防止対策を講じた上で介護サービスを提供することができるよう、必要な経費助成や衛生・防護用品の優先供給などの支援を引き続き行うこと。
- (5) 自治体の財政負担や被保険者、とりわけ第1号被保険者の保険料

負担が過重とならないよう、国費負担割合の引き上げや調整交付金の交付割合見直しなど、国の責任において保険料と国・地方の負担の在り方も含めた制度の見直しを行うこと。

## 7. 子ども・子育て支援施策の充実について

子ども・子育て支援施策の充実について、次のとおり要望する。

- (1) 保育士の確保・定着及び保育の質の向上を図るため、公定価格における基本分単価や処遇改善等加算については、地域の実態や全国的な物価高騰の状況を踏まえ更なる増額を図ること。また、保育士の勤務条件の緩和や業務負担の軽減を図るため、保育士配置基準を適切に見直すとともに、見直しが実現するまでの間については、加配保育士の配置を支援すること。併せて、休暇や育児休業が取得しやすい環境整備を行うこと。
- (2) 保育所の適正な運営を確保するため、看護師、栄養士及び障がい児保育を担う保育士の配置を義務化するとともに、調理員の配置基準を見直すこと。
- (3) 安定的かつ継続的に保育所等の環境整備を進めていけるように、就学前教育・保育施設整備交付金について十分な財政措置を講じること。
- (4) 子育ての第一義的責任は保護者が有するものであり、保育所の利用にあたっては、保護者の就労実態等に応じ、子どもの健全な育成の観点から必要な範囲で利用する施設であることを国の責任において周知すること。
- (5) 医療的ケア児支援のため、短期入所施設や日中の通所施設、訪問看護ステーション等の受入施設の整備拡充を図るとともに、必要と

なる人材の確保・育成について十分な財政措置を講じること。

- (6) 育児休業を取得しやすい環境を整備するため、経営基盤が脆弱な小規模企業における育児休業の実態や課題などを明らかにして、効果的な対策方針を早急に示すこと。

## 8. 障がい者支援施策の財政措置について

地域生活支援事業は、国において必須事業を設けるなど障がい者にとって極めて重要な支援内容が数多く含まれており、障害者総合支援法の中でも主要な事業の一つである。地域生活支援事業に対する国庫補助の交付額は、基準額と対象経費とを比較して少ない方の額に50/100 を乗じて得た額とされているが、近年の交付額は事業費の50/100 を下回り続けている。については、地方財政に超過負担が生じないよう、地域生活支援事業費の国庫補助金について、地域の実情を踏まえ十分な財政措置を講じること。

## 9. 予防接種施策の充実等について

予防接種施策の充実等について、次のとおり要望する。

- (1) ワクチンの定期接種については、全額国負担で実施すること。
- (2) おたふくかぜワクチンについて定期接種化し、ワクチンの十分な供給を確保すること。また、国において検討中である帯状疱疹ワクチンについても、定期接種化の早期実現に向けて議論を進めること。
- (3) 混合ワクチンの開発や導入により予防接種を受ける子どもや保護者の通院等による負担軽減を図ること。新たな定期接種化の円滑な実施のため情報提供等を速やかに行うこと。
- (4) 風しんの追加的対策については、未受検者が確実に抗体検査を受

けてその後の予防接種へつながるよう、職場健診に組み込む体制を継続すること。

- (5) 骨髄移植等の医療行為により免疫を消失された方に対する再接種について全額国負担で実施するとともに、予防接種健康被害の法定補償の対象となる定期接種として位置付けること。

## 8. 産業振興について

### 1. 農業施策等について

農業施策等の推進について、次のとおり要望する。

- (1) 主食用米の需給及び価格の安定を図るため、全国の都道府県に対して需要に応じた生産の調整を促し、民間在庫の適正量の維持に努めるとともに、新規需要米をはじめとした新たな需要創出への支援及び消費拡大に向けた取組を強化すること。
- (2) 経営所得安定対策については、農業者の意見を十分に尊重し、再生産が可能となり得る対策とするとともに、国際競争力の強化に向けた対策にも万全な措置を講じること。また、その対策の中の産地交付金については、産地の特性を踏まえた作物への転換に向け、制度の拡充や運用改善を図るとともに、十分な予算を確保すること。
- (3) 米の需給調整及び経営所得安定対策に取り組むため「経営所得安定対策等推進事務費」について、減額することなく交付すること。
- (4) 農地の貸借による農業者の経営規模拡大を推進するため、農地中間管理事業として担い手農家となる借り手側の支援制度を創設すること。
- (5) 日本型直接支払制度について、農業者等が安心して継続的に取り組めるよう十分な予算を確保するとともに、中山間地域等直接支払交付金については、農業者の高齢化等による中山間地域の逼迫した状況に鑑み、面積当たりの交付単価を増額させるなど、制度の充実を図ること。

- (6) T P P 11をはじめとする自由貿易政策の強化が進められる中、国内の農業への影響を継続的に検証し、食料自給率の向上や農業経営の安定化に向けた万全な対策を講じること。

## 2. 鳥獣被害防止対策の推進と交付金の拡充について

鳥獣被害防止対策について、次のとおり要望する。

- (1) イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・ツキノワグマなどの鳥獣による農作物等に係る被害が拡大しないよう、鳥獣被害防止総合対策交付金における緊急捕獲活動支援事業の加算額を拡充し、鳥獣被害防止総合対策整備交付金における侵入防止柵の上限単価については、資材費が高騰している状況を上限単価に反映するとともに十分な予算を確保すること。
- (2) 新たな捕獲の担い手確保のため、捕獲器具購入経費への助成など、捕獲活動の負担を軽減する必要な措置を講じるとともに、捕獲技術研修等、被害防止活動上の安全対策を推進すること。
- (3) 中山間地域での鳥獣被害は年々深刻化しており、これまでの取組に加え、国が主体となり有効な対策を研究・開発し、抜本的な対策を講じること。特にニホンザルについては有効な対策が確立されていないため、適切な頭数管理を含めた駆除対策を講じること。
- (4) ツキノワグマの頭数や生息範囲の実態把握に努め、出没の拡大地域において住民の安全を守るためにも適切な頭数管理を含めた駆除対策を講じること。また、島根県、広島県、山口県におけるツキノワグマの狩猟禁止措置の見直しを行うこと。
- (5) 広域的な集落ぐるみの鳥獣対策を推進し、担い手の育成や集落に獣を寄せ付けない環境整備など、効果的な被害防止対策等の支援策

を講じること。

## 9. 都市基盤の整備について

### 1. 高速道路ネットワークの早期整備等について

高速道路ネットワークの早期整備等について、次のとおり要望する。

- (1) 山陰道の早期全線整備を図るとともに、事業中区间については、より一層の予算の重点配分を行い、早期完成を図ること。また、企業誘致を始めとする産業振興に繋がることから、事業中区間の開通予定年次を早期に公表すること。
- (2) 暫定2車線区間においては、大規模災害や積雪時、救急搬送時にその機能を確保することが困難であるため、4車線化を進め優先整備区間の早期事業化を図ること。

### 2. 道路施設等の老朽化対策について

高度成長期に建設された道路施設等の多くは建設後50年を経過し、施設の老朽化が進んできていることから、次のとおり要望する。

- (1) 点検業務、調査設計、修繕・補修事業について、積算基準や標準単価を拡充するとともに、必要とされる予算額を安定的に確保すること。また、市町村負担分について交付税措置のある起債の対象にするなど、地方財政措置を講じること。
- (2) メンテナンスサイクルを確立するため、技術支援や人材育成などの体制整備を支援すること。
- (3) 橋梁点検業務委託費を起債対象とすること。

### 3. 一級河川国直轄事業の推進について

斐伊川・神戸川治水事業及び江の川下流域の河川整備等の早期完成

に向けて、次のとおり要望する。

- (1) 斐伊川・神戸川治水事業が早期に完成するよう、予算を確保・拡大するとともに、重点配分を図ること。
- (2) 斐伊川・神戸川治水事業の下流部の大橋川改修については、国の責務として、過去の経緯を踏まえ、一日も早い完成を目指して取り組むこと。
- (3) 中海・宍道湖や斐伊川本川における堤防の未整備箇所及びぜい弱箇所の改修の早期実施、周辺地盤沈下対策工事の早期完了を図るとともに、堆積した砂の撤去等の維持管理に関する取組の推進や沿岸環境改善を図るための河川環境整備事業を推進すること。
- (4) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく流域治水での治水事業実施はもとより、「江の川水系流域治水プロジェクト」及び「治水とまちづくり連携計画（江の川中下流域マスタープラン）」に基づく治水事業実施のためにも、事業費の大幅な増額を図ること。
- (5) 国・県・沿川の市町により令和4年3月に策定された、「治水とまちづくり連携計画（江の川中下流域マスタープラン）」に基づき、中山間地域の集落ごとに河川整備とまちづくりが一体となった整備を行い、将来世代まで住み続けられる地域となるよう治水対策の加速化を図ること。
- (6) 令和3年8月豪雨では、江の川上流域及び下流域で同時に大雨が降ったことにより、各地において内水氾濫が発生したことからも、早期に内水対策の検討を行うこと。

#### 4. 日本海側拠点港の整備について

コロナ禍の影響により世界的に貨物船の大型化が加速する中、浜田港では大型貨物船の対応ができないことから、令和3年3月に国際定期コンテナ路線が週2便から週1便に減便となった。浜田港利用者からもコンテナ船及びバルク船の大型化に対応可能な埠頭整備が求められており、岸壁整備等港湾機能の強化は喫緊の課題である。地域経済の基盤である日本海側拠点港の機能強化のため、岸壁等の早急な整備を要望する。

また、国の直轄事業で進められている防波堤整備事業及び補助事業で進められる臨港道路の整備について、必要な予算を確保し、着実な整備をすること。

## 5. 地方航空路線の確保について

萩・石見空港圏域は高速道路や新幹線等の高速交通ネットワークの整備が遅れ、都市圏への移動手段は航空機に大きく依存しており、地域振興や経済発展に欠かせない航空路線の維持は極めて重要な課題となっている。

最低限の移動手段の確保のため、過疎地域における航空路線については、国において更なる支援を行い、代替高速交通機関を持たない圏域に対する路線維持・充実に向けた特別な配慮を要望する。

## 6. 治水、土砂災害対策等の推進について

治水、土砂災害対策等の推進について、次のとおり要望する。

- (1) 土砂災害から人命を守り、安心して生活が出来る強靱な国土を実現するため、砂防関係事業の予算を大幅に確保し、ハード対策による砂防関係事業を計画的かつ強力に推進すること。

- (2) 洪水調整池の更新費用に関して、設置に至る経緯及び流域治水の観点から、市街地にある一時的な地下貯留施設と同様に、河川、下水道（雨水）、道路、公園などの公共施設として地方負担軽減の補助制度を創設するなど、財政的支援を講じること。
- (3) 土砂災害特別警戒区域内に住宅を有する者の建築物構造規制に伴う負担を軽減するため、住宅・建築物安全ストック形成事業を更に充実・拡充すること。
- (4) 過疎地の更なる人口流出を防ぐため、ハード対策の採択要件緩和を図ること。また補助率の嵩上げ等、事業の拡充を図ること。

## 7. 山陰新幹線及び中国横断新幹線の整備推進について

全国的な課題である人口減少・少子高齢化の進展と、東京一極集中による地方都市の衰退に歯止めをかけるため、更には、大規模災害に備えた代替機能確保の観点から、国を挙げて「地方創生」「国土強靱化」を強力に推進する必要がある。

については、山陰新幹線及び中国横断新幹線の整備推進について、次のとおり要望する。

- (1) 「山陰新幹線」及び「中国横断新幹線」を整備計画路線に格上げし、次期整備計画に位置付けるとともに、整備事業費の地元負担の在り方の見直しと並行在来線を経営分離しないために必要な措置を検討すること。
- (2) 新幹線整備に係る予算総枠の拡大を図ること。

## 8. 空き家対策について

空き家は人口減少と高齢化の進展により増加の一途を辿っており、

とりわけ老朽化し倒壊等のおそれがある危険な空き家など、特定空家の増大は、防災・衛生・景観等の観点から地方の大きな問題となっている。平成26年の空き家等対策の推進に関する特別措置法の制定以降、自治体は様々な取組を行っているが、より強力に対策を進めるため、下記のとおり要望する。

- (1) 空き家の除却・活用を進めるための空き家対策総合支援事業補助金について、空き家所有者のインセンティブを高め、自治体もより取り組み易くするため、支援制度の一層の拡充を図ること。
- (2) 行政代執行・略式代執行により特定空家の除却等を行う場合の法的手続きの簡素化を図ること。
- (3) 専門家等との連携による空き家相談体制構築や民間事業者支援など、自治体が行う空き家対策の独自の取り組みに対して財政支援を拡充すること。

## 10. 教育施策の充実強化について

### 1. 公立中学校等における部活動の地域移行について

令和4年12月、スポーツ庁・文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、これまで令和7年度末としていた地域移行の目標達成時期が見直され、国としては一律に定めず、「地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す」との方針が示された。

部活動の地域移行は、持続可能な部活動と教師の働き方改革に対応するための一つの選択肢としては理解するが、様々な課題が整理されていない中、今後の動向を深く憂慮している。

については、国において、以下のとおり特段の措置を講じること。

- (1) 地域、教職員、生徒、保護者及びスポーツ団体・文化芸術団体など、関係方面の十分な理解と協力を得ること。
- (2) 地域移行への取組・進捗状況等によってスポーツや文化芸術に親しむ環境の整備に格差が生じることがないように、具体的かつ段階的な方策を明確に示すこと。
- (3) 財政負担のスキームを明確にするとともに、経済的な理由で生徒が活動機会を失うことのないよう、必要な措置を講じること。
- (4) 受け皿となる団体等の整備充実を図るとともに、持続可能な自主運営を担保するための必要な支援を行うこと。
- (5) 専門性や資質を有する指導者等の人材確保が図られるよう、必要な措置を講じること。

### 2. 学校施設の改築・老朽改修等に対する助成について

学校施設の改築・老朽改修に伴う補助制度の見直し及び事業採択について、次のとおり要望する。

- (1) 老朽化対策や長寿命化対策など、学校施設の長期使用に資する必要な対応について、積極的に取り組めるよう補助制度に係る財源を十分に確保するとともに、補助単価については、昨今の物価高騰を十分反映した上で、地域の実情に即した見直しを行うこと。また、耐震化対策以外の幅広い事業についても採択すること。
- (2) 学習環境改善のためには学校施設へのトイレ洋式化や特別教室へのエアコン設置などの早急な整備が必要であり、当初予算での所要の財源を確保するとともに、補助の対象となる基準を拡大すること。

### 3. 特色ある教育活動への支援強化について

特色ある教育活動を支援強化するため、次のとおり要望する。

- (1) 小学校の外国語専科指導教員について、要望する学校へより多く対応できるよう、要件を拡充すること。また、JET-ALT以外の民間業者や英語に堪能な地域人材の活用について、財政措置を行うこと。
- (2) 司書教諭必置(12学級以上の学校)に伴う教職員定数の改善を行うこと。
- (3) 日本語指導が必要な児童生徒への指導のために加配を充実させること。
- (4) 教員の学校事務負担を軽減するため、事務職員定数の基準を改善するとともに、スクール・サポート・スタッフ配置の一層の拡充を図ること。
- (5) 教育支援センター(適応指導教室)の運営全般に係る財政措置を

講じること。

- (6) 学校及び教育委員会に対する各種報告並びに統計諸調査を厳選し、教職員等の多忙感の解消及び負担軽減を図ること。
- (7) 「G I G Aスクール構想」の継続的発展に向け、導入した端末やネットワーク環境の拡充と維持管理、年度更新、I C T支援員の人材確保、各家庭におけるオンライン授業に係るネット環境整備などについて、引き続き市町村への財政支援を行うこと。
- (8) 多様な子どもたち一人一人を丁寧に指導するため、少人数学級の着実な実現に向けて、中学校学級編制基準も早期に見直すこと。
- (9) 学級編制基準の見直しに伴い、加配定数を減ずることなく、必要となる教員数を確保し、教員の負担軽減を図ること。

#### 4. 特別支援学級の指導体制の充実等について

特別支援学級の指導体制の充実等について、次のとおり要望する。

- (1) 特別支援学級の定数基準（8人）を引き下げ、特別支援教育コーディネーターについては専任での配置とするなど、適正な指導体制を構築できるよう措置すること。
- (2) インクルーシブ教育システム構築に向けて、合理的配慮の充実を図る上での基礎的環境整備（施設設備の整備や人的配置など）を図るため、必要な財源を確保すること。
- (3) 通級指導教室における児童生徒への指導のための加配を充実させること。
- (4) 重度の障がいがある、あるいは医療的ケアを必要とする児童生徒の居住地における教育の機会を保障するため、学校看護師の配置に係る制度及び財政措置の拡充を図ること。